

令和3年度特養経営支援補助金Q & A

No.	項目	内容	回答	令和3年度追加項目																
1	施設振興費	この5月に増床をした（100⇒117）。施設振興費の計算はどうすればよいか。	増床前後でそれぞれ月割りで計算する。 ・2,700円×100床×1月（4月） ・2,700円×117床×11月（5～3月） 上記合計が、施設振興費の額となる。																	
2		この2月で償還が終了した。今年からは対象外となるか。	対象外となる。																	
3	あん摩マッサージ指圧師加算	減床して、年度途中で交付対象となった場合、交付申請できるか。	変更交付申請時に申請し、交付額は月割りとなる。																	
4	小規模加算	この5月に56床→158床に増床。小規模加算は1ヶ月だけ算定できるのか。	4月の1か月分のみ算定可能となる。																	
5	医療対応 (配置医勤務時間加算)	具体的な入所者と満たすべき常勤換算の値との関係は。	以下の値を満たしていれば算定可能となる。 なお、複数いる場合はそれを常勤換算した後、足し合わせて算出する。 (例) 常勤換算後(0.0、0.3、0.4)の3人の場合 $0.0+0.3+0.4=0.7$ <p style="margin-left: 20px;">【入所者】 【常勤換算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>~119人</td><td>.....0.5</td></tr> <tr><td>120~139人</td><td>.....0.6</td></tr> <tr><td>140~159人</td><td>.....0.7</td></tr> <tr><td>160~179人</td><td>.....0.8</td></tr> <tr><td>180~199人</td><td>.....0.9</td></tr> <tr><td>200~219人</td><td>.....1.0</td></tr> <tr><td>220~239人</td><td>.....1.1</td></tr> <tr><td>240~259人</td><td>.....1.2</td></tr> </table>	~119人0.5	120~139人0.6	140~159人0.7	160~179人0.8	180~199人0.9	200~219人1.0	220~239人1.1	240~259人1.2	
~119人0.5																			
120~139人0.6																			
140~159人0.7																			
160~179人0.8																			
180~199人0.9																			
200~219人1.0																			
220~239人1.1																			
240~259人1.2																			
6		当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請した加算の項目について、実施をしなかった。この場合はどうなるか。	(例) 大規模施設（定員70名以上）で以下のケースの場合 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td><td>看取り介護研修の実施 (2ポイント)</td></tr> <tr> <td>当初協議書提出時 変更協議書提出時</td><td>あり</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>なし</td></tr> </table> 未実施の項目については、ポイントに応じた金額を東京都に返還することになる。		看取り介護研修の実施 (2ポイント)	当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	実績	なし	○										
	看取り介護研修の実施 (2ポイント)																			
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり																			
実績	なし																			

7	努力実績	<p>当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった加算の項目について実施をした場合は、加算できるか。</p>	<p>(例)大規模施設（定員70名以上）で以下のケースの場合</p> <table border="1" data-bbox="1326 175 1981 393"> <tr> <td></td><td>看取り介護研修の実施 (2ポイント)</td></tr> <tr> <td>当初協議書提出時 変更協議書提出時</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>あり</td></tr> </table> <p>追加の加算とはならない。</p>		看取り介護研修の実施 (2ポイント)	当初協議書提出時 変更協議書提出時	なし	実績	あり	○			
	看取り介護研修の実施 (2ポイント)												
当初協議書提出時 変更協議書提出時	なし												
実績	あり												
8		<p>No.6とNo.7のケースで相殺は可能か。</p>	<p>(例)大規模施設（定員70名以上）で以下のケースの場合</p> <table border="1" data-bbox="1259 587 2248 795"> <tr> <td></td><td>看取り介護研修の実施 (2ポイント)</td><td>次世代への介護の魅力発信 (2ポイント)</td></tr> <tr> <td>当初協議書提出時 変更協議書提出時</td><td>あり</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>実績</td><td>なし</td><td>あり</td></tr> </table> <p>相殺は不可能。看取り介護研修の未実施（-2ポイント）と次世代への介護の魅力発信の実施（+2ポイント）を合算して「0ポイント」とは取り扱わない。看取り介護研修の未実施（-2ポイント）のみを計算することになるので、2ポイント分の金額を東京都に返還することになる。</p>		看取り介護研修の実施 (2ポイント)	次世代への介護の魅力発信 (2ポイント)	当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	なし	実績	なし	あり	○
	看取り介護研修の実施 (2ポイント)	次世代への介護の魅力発信 (2ポイント)											
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	なし											
実績	なし	あり											
9	努力実績 (有資格者の割合)	<p>4月末に資格を取得したものは、対象となるか。</p>	<p>4月1日時点で資格を取得しているものを対象とするため、対象とならない。</p>										
10		<p>2つ資格を持っている者（介護福祉士と実務者研修修了など）は2人とカウントしていいのか。</p>	<p>有資格者の実人員でカウントする。1人が複数の資格を持っていても「1人」とする。</p>										
11		<p>有資格者の数も常勤換算で考えるのか。</p>	<p>常勤換算数が0.5人の計算になる方であれば、有資格者の数も0.5人になる。</p>										
12	努力実績 (介護・看護職員の増配置)	<p>前年度入所者数の出し方はどう算出するのか。</p>	<p>前年度の入所者延数を当該年度の日数で割り、小数点第2位以下を切り上げて算出する。 (老福基準条例施行規則第3条第2項および条例施行要領第2、6（5）)</p>										
13		<p>新規施設で前年度の実績がない。前年度入所者数はどう算出するのか。</p>	<p>新設（または増床）から6か月未満の場合は、ベッド数の90%を便宜上の入所者とする。 6か月以上1年未満の場合は、直近6か月の入所者延数を6か月の日数で割って算出する。 (老福基準条例施行規則第3条第2項および条例施行要領第2、6（5）②)</p>										

14		4月の職員数とは、いつ時点で考えればいいのか。	常勤換算方法で算出するため、4月1日時点ではなく4月の1ヶ月間で計算する。	
15		月途中で採用された非常勤職員の常勤換算は、どのように算出するのか。	4月時点の職員数が基準になるため、4月分の勤務実績から算出する。	
16		令和2年1月に採用され令和3年2月に離職した職員は、1年以上在籍していた計算になるが、対象になるか。	対象とならない。あくまでも令和2年4月1日時点から令和3年4月1日時点までの職員数で判断する。	
17	努力実績 (職員定着率の向上)	特別養護老人ホームに勤務していた職員が、同法人内の他の介護保険サービスの施設及び事業所に異動した場合、その職員は、加算の対象となるか。	対象となる。ただし、同法人を退職した場合は除く。	
18		新規開設した施設は、「職員定着率の向上」の加算の対象となるか。	対象とならない。	
19		ボランティアコーディネーターに資格要件はあるか。	ボランティアコーディネーターの業務に従事する職員が該当するので、特に資格要件の設定はない。	
20		ボランティアコーディネーターは専従でなくてもよいのか。	専従でなくてよい。	
21	努力実績 (ボランティアコーディネーターの配置)	ボランティアは有償、無償を問わないか。	無償の場合のみ対象となる。	
22		ボランティア団体を受け入れた場合実績のカウントの方法はどうなるか。	ボランティアを受け入れた事実を基に日単位でカウントする。1日に複数の団体を受け入れた場合でも1日のカウントとなる。	
23	努力実績加算 (障害者の雇用)	施設において障害者として雇用しているが、障害者手帳等を取得していない場合は、加算要件を満たすか。	障害者手帳等を取得されている方を雇用している場合に対象となる。	
24		複数の特養で構成する連絡協議会と市が取り交わす協定では対象となるか。	対象となる。	

25		福祉避難所として指定されているかは、どのように確認すればよいか？	平成26年4月以降は、改正災害対策基本法により区市町村は避難所を公表することが義務付けられるため、区市町村に御確認いただきたい。	
26		東京都から避難施設指定を受けている場合は対象となるか。	東京都が指定する避難施設とは、東京都国民保護計画に基づく武力事態対応の避難施設であり、防災ではなく国民保護を目的としたものであるため、対象とならない。	
27	努力実績 (福祉避難所としての訓練等の実施)	福祉避難所を運営するための訓練に、施設で例年行っている避難訓練は含まれるか。	対象とならない。区市町村から指定を受けた施設が、災害時に福祉避難所を開設し、地域の要配慮者を受け入れるための訓練が対象となる。	
28		1つの訓練実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」、「自治会等との防災訓練の実施」又は「新型コロナウイルス感染症に係る訓練」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。	原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことが可能となる。	○
29		区市町村に保存している備蓄は対象か。	対象とならない。本項目は、施設が主体となって備蓄し、管理する場合に対象となる。	○
30		入所者分の食料品等を備蓄しているが、「福祉避難所を運営するための備蓄」に該当するか。	福祉避難所は地域の要配慮者を受け入れるものであるため、入所者の備蓄は該対象外となる。	
31	努力実績 (事業継続計画に基づく訓練の実施)	「事業継続計画（BCP）」とは何か。	大規模災害発生時において、入所者等の生命、生活及び財産の保護並びに社会福祉施設としての機能維持を目的とした計画。	
32		インフルエンザ等感染症に対する計画を定めているが対象になるか。	インフルエンザ等感染症については、国から対策マニュアルが発行され既に周知されているため対象とならない。	
33		事業継続計画（BCP）を策定しているが、当該加算の対象となるか。	事業継続計画（BCP）を作成した上で、事業継続訓練を行った場合に対象となる。	
34		1つの訓練実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」、「自治会等との防災訓練の実施」又は「新型コロナウイルス感染症に係る訓練」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。	原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことが可能となる。	○

35	努力実績 (自治会等との防災訓練の実施)	区市町村や自治会等が開催する防災訓練に職員が参加した場合は、対象となるか。	施設が主催することが要件であるため、対象とならない。ただし、区市町村や自治会等と合同で実施する場合で、施設として訓練の目的・計画の策定や訓練後の見直しを行う場合は対象となる。	
36		近隣の特養等の「近隣」とはどの範囲をいうのか。	距離に関する制限はなく、有事の際を想定した場合に、その防災協定が役に立つかどうかがポイントとなる。	
37		協定は結んでいないが、実態として近隣の特養等と合同で防災訓練に参加している場合は、対象となるか。	協定が無ければ、実際に災害が発生した際の協力関係・役割分担が明確になっていないため、対象とならない。	
38		自治会等も参加しているが、相手方は特養の訓練を見ているだけ（それに対して意見等をもらう）の場合は、対象となるか。	訓練に参加していないのであれば、算定不可となる。「合同訓練」と言える内容なのかが焦点となる。	
39		1つの訓練実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」、「自治会等との防災訓練の実施」又は「新型コロナウイルス感染症に係る訓練」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。	原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことが可能となる。	○
40	努力実績 (島しょにおける人材確保)	昨年度、島しょ地域外から職員を採用した際、赴任旅費を負担したが、今年度は特段の負担はしていない。この場合、加算の対象になるか。	対象とならない。今年度において職員定着の取組を行っている場合に対象となる。例えば、島しょ地域外から採用した職員に、住居手当や帰省等に要する旅費等を支給している場合は、対象となる。	
41		資格取得や技術向上の研修はどのようなものが認められるのか。	職員が職務として「資格取得」及び「技術向上」を目的とする研修に参加するのであれば、特に内容は問わない。	
42		島しょ地域外の研修に、職員2名が2日間に亘り、資格取得の研修に参加了。この場合は、延べ何日間となるのか。	延べ4日間となる。（2名×2日間＝4日間）	
43		東京都以外の道府県で開催される研修に参加した場合は、対象となるか。	対象となる。	
44	努力実績 (自害へのたいへん高齢者の受け入れ)	親族はいるが、絶縁していて交流がない場合は対象となるか。	事実上保証人、身元引受人、契約代理人となる者がいない場合は対象となる。	

45	(オヨ・ソソノムツイ同因リ白ソヌスリハ れ)	身内以外の者が保証人・身元引受人・ 契約代理人になっている場合対象となるか。	対象となる。 なお、身内の者が保証人・身元引受人・契約代理人になっている高齢者は、対象外となる。	
46	努力実績 (社福軽減の実施)	ショートや通所介護では行っている が、特養で行っていない場合は、どう なるのか。	特養に対する補助金であるため、特養で行う必要がある。	
47		対象者がいなくても、制度としてやっ ていればポイントの対象となるか。	対象となる。	
48	努力実績 (要介護度の改善)	要介護が改善した入所者の要介護区分 変更申請は当該年度中であったが、認 定は翌年度になった。この場合、当該 年度の対象となるか。	要介護度の有効期間の開始日が、当該年度中であった場合は対象となる。	
49		新規開設した施設は、「要介護度の改 善」の加算の対象となるか。	対象とならない。	
50	努力実績 (看取り介護研修の実施)	看取りに関する研修を、1人に対し、 年2回以上実施する必要があるか。	施設において年2回以上行えばよい。例えば、初任者に対する研修とその他の職 員に対する定期研修の計2回開催している場合は対象となる。	
51		介護報酬上の看取り介護加算（Ⅰ）又 は（Ⅱ）を取得していないと、加算の 対象とならないか。	対象となる。 看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）の取得は、当該加算の要件ではない。	
52	社会福祉協議会等による研修の実施	社会福祉協議会等が主催する研修に参 加した場合は、対象になるか。	対象とならない。	
53		他法人が運営している特養と、午前・ 午後で異なる研修を実施した場合は、 2回とカウントしてよいか。	研修のテーマが異なるとともに、参加者を別に募るものである場合は、2回とカ ウントする。	
54		法人間で人材交流を行った場合、どの ようにカウントすればよいか。	派遣と受入れとでそれぞれ1日とカウントする。なお、1日に複数人を派遣した (受け入れた) 場合も1日とする。	
55		他法人が運営する施設と連携し、看 取り介護に関する研修を実施した場合 は、当該項目と「看取り介護研修の実 施」の両項目を同時に満たすことはで きるか。	満たすことにはならない。どちらか1つを選択する。	

56	努力実績 (他の社会福祉法人等との連携による人材育成)	研修を年間4回、人材交流を延べ7日間行った場合は、合計11日間(回)とカウントしてよいか。	お見込みのとおり。	
57		他法人が運営する施設と連携し、WEB会議サービス等を活用したオンライン研修を行った場合は、対象になるか。	対象となる。	
58		施設長会等の一部として実施した場合は、対象となるか。	例えば、午前中に施設長会、午後に研修という具合に、時間と内容を明確に区別して実施する場合は、対象となる。	○
59		区市町村と連携して実施した場合は、対象となるか。	対象とならない。他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所との連携でなければならない。	○
60		どういった研修や人材交流が対象外となるのか。	報告や連絡を主目的とする会議や就職面談会・相談会等は対象外となる。	○
61	努力実績 (次世代への介護の魅力発信)	介護士を育成する介護福祉専門学校等からの受入は、対象となるか。	対象とならない。	
62		併設デイで受入れた場合は対象となるか。	特養で受入れた場合に対象となるため、デイは対象外となる。	
63		幼稚園児を受け入れた場合は、対象となるか。	対象とならない。当該項目は、次世代への介護の魅力発信を目的としているため、対象は小学生から高校生までとなる。	
64	努力実績 (講座・サロン等の開催)	配食サービスや講座・サロンは、無償でなければならないのか。	無償・有償は問わない。	
65		併設の包括支援センターが主催する講座やサロン等に特養の職員も協力しているが、対象となるか。	他施設等が主催する取組は対象とならない。	
66		区市町村からの委託により講座・サロン等を開催しているが、対象となるか。	区市町村からの委託事業は、区市町村の事業であるため、対象外となる。	

67	努力実績 (地域の高齢者の活動の場の提供)	施設の地域交流スペースを開放し、地域の高齢者等の団体に利用していただいている場合は、対象となるか。	スペースの開放のみでは対象とならない。当該項目は、施設職員が日時や場所、使用する備品など、団体と何らかの調整を行う場合に対象となる。	
68		地域の子供等の団体に施設を提供した場合は対象となるか。	当該項目は、介護予防活動や生きがい活動を通じて高齢者が地域とつながりを持ち、時には「地域社会を支える担い手」となる機会を創出することを目的としている。そのため、高齢者が主体でない団体に施設を提供する取組は対象とならない。	
69		「高齢者等の団体」について、高齢者の人数や割合の要件はあるか?	少なくとも複数の高齢者で構成され、介護予防活動や生きがい活動等を行う団体であれば対象となる。	
70		活動の場所を提供した先の団体が、補助をもらっているか、確認する必要があるか。	場所を提供したことに対して、施設が区市町村から補助を受けている場合や利用者から使用料を徴収している場合は、対象外となる。しかし、提供先の団体における補助の有無までは確認不要である。	
71	努力実績 (感染症対策の徹底)	研修の実施回数（年3回以上）の中に省令基準に定められている年2回の研修を含めていいか。	計上してよい。法定の年2回に加え、1回以上研修を行えば要件を満たすことになる。	
72		年3回の研修は、対象者が重複しても1回とカウントしてよいか。	カウントして問題ない。	
73	努力実績 (介護職員のメンタルケア対策の強化)	メンタルケア対策の強化とは具体的にどのようなことを行えばよいか。	施設内における相談体制の構築や協力医療機関を活用した相談窓口の設置等が例として挙げられる。それ以外にも介護職員が抱える不安や悩みを相談できる体制を整える等の対策を行うことが考えられる。	
74		労働安全衛生法に規定されているストレスチェックを行っているが、加算の対象になるか。	対象とならない。	
75		感染症も想定した見直しとは具体的にどのようなものか。	例として以下のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・平常時における体制構築及び整備、衛生物品等の確保、研修等の実施 ・新興感染症が施設内で発生した場合の人員体制及び連絡体制の確保 ・近隣施設等との応援体制の構築 ・保健所等との連携、濃厚接触者への対応、情報共有及び情報発信 ・密集及び密接を避けるためのサービス提供方法の見直し 	○
76		策定にあたり、参考となる資料はあるか。	厚生労働省ホームページ 「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」を御参照いただきたい。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html]」	○

77	努力実績 (業務継続に向けた取組みの強化)	1つの訓練実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」、「自治会等との防災訓練の実施」又は「新型コロナウィルス感染症に係る訓練」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。	原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことが可能となる。	○
78		「介護施設・事業所における新型コロナウィルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を踏まえ、事業継続計画(BCP)を策定しているが、当該加算の対象となるか。	事業継続計画(BCP)の見直しだけでなく、訓練まで行う場合に対象となる。	○
79		震災等の避難時におけるサービス提供に際し、感染対策の実施を盛り込んだが対象となるか。	震災や水害等の災害にかかる事業継続計画に感染対策を盛り込んだだけでは対象とならない。	○
80	努力実績 (新型コロナウィルス感染症発生時における職員派遣協定への参加)	協定にはどうすれば登録できるか。	東京都社会福祉協議会のホームページを御確認いただきたい。 [https://www.tcsw.tvac.or.jp/news/kourei-haken.html]	○
81		登録を証明する書類の提出は必要か。	東京都で登録の有無を確認することができるため、提出は不要となる。	○
82		協力施設として登録済みだが、実際に応援職員を派遣する体制が整っていない。今後、体制を整備する予定だが、対象となるか。	対象となる。今後、応援派遣に向けた体制整備に努めていただきたい。	○
83	第三者評価未受審による減額	減額金額はいくらになるのか。	変更協議内示の時点で、減額金額が確定となる。	
84		令和2年度は受審していません。取り扱いについて教えてください。	令和3年度に受審すれば、減額の対象とはならない。	
85		令和3年度も令和2年度と同様に、未受審であっても減算の対象とならない措置はあるか。	令和3年度について、令和2年度と同様の取扱いを行う予定はない。しかしながら、今後の新型コロナウィルス感染症等の状況により、措置等を講じる場合には、別途、通知を行う。	○
86		見積額が48万円だったが、その場合は48万円で計上するのか。	この加算は契約額に関わらず、第三者評価=60万円、利用者調査=20万円の定額となる。	

87	サービス評価・改善計画加算	見積額は60万円であったが、契約が55万円となった。5万円は返還するのか。	この加算は契約額に関わらず、第三者評価=60万円、利用者調査=20万円の定額となるため、返還とはならない。	
88		第三者評価と利用者調査、両方やる場合は80万円か？	利用者調査は第三者評価に含まれるので、60万円となる。	
89		利用者調査を年度内に実施予定だが、当初申請時には見積が間に合わない。載せててもよいか。	当初申請はゼロとし、変更交付申請の際に計上することになる。なお、変更交付申請のタイミングまでには、最低限、見積書が必要になる。	
90		調査は年度内に終わっているが、評価機関への支払いが4月になってもいいか。	契約内容が年度内に履行されていれば、支払いは4月でも問題ない。	
91		提出をする契約書の写しは、全ページの提出が必要か。	必要となる。 (契約期間、契約内容（対象施設）、契約年月日等を確認するため。)	
92		領収書を受領していない。銀行の振込み記録の提出でいいか。	先方より領収書を発行が必要となる。	
93		交付要件として、公表様式により、施設内に掲示するとともに、利用者へ配布する等により、その内容を周知しなければならないとあるが、具体的にどのようにすればよいか。	施設内の掲示スペース等に掲示することや公表様式をファイリングし、施設において利用者や家族の閲覧に供することが必要となる。また、郵送やメール等で、利用者家族に対し、公表様式を掲示している事実を周知すること、または、公表様式自体を送付する等が必要となる。	
94	要綱	別記第1号様式の3に関して、「介護職員又は看護職員」のところには両職種を足し合わせたものでよいのか。	両職員の合計が対象となる。 ※「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」で定められた表現に準拠	
95	印鑑証明	コピーでもよいか。	原本が必要となる。	
96		法人で複数施設運営している。印鑑証明はそれぞれに必要か。	原則、各施設毎に原本の提出は必要となる。	
97		昨年度と変更がなければ、提出しなくてもいいか。	毎年度提出が必要となる。	

98		3か月以内に発行したものでないとな らないか。	当該年度に発行されたものが必要となる。	
99		年度途中で法人代表者が変わった場合 は、どうすれば良いか。	新しい印鑑証明書の提出が必要となる。また、代表者変更前に既に一度印鑑証明 書を提出している場合は、新旧の印鑑証明書の連続性を証明するものとして、 登 記簿謄本（履歴事項全部証明書） も提出が必要となる。 なお、理事長変更に伴い口座名に変更が生じた場合は、支払金口座振替依頼書も 合わせて提出することになる。	
100	口座振替・委任状	押印する印鑑は、銀行印ではなく、印 鑑証明に押印した印か。	印鑑証明に押印した印となる。 理事長印が複数存在する場合は、印鑑証明書の印 影と一致の確認が必要となる。	
101	予算書（当初交付申請時）	提出する予算書の年度はいつか。	申請当該年度の当初予算の予算書の提出が必要となる。	
102		当初交付申請時にも予算書を提出して いるが、また出すのか。予算書はいつ のものを出すのか。	当初交付申請時の予算書から変更とな った場合のみ提出が必要となる。	
103	新規施設	7月に開設した施設だが、申請できる 項目は何になるか。	サービス評価・改善計画加算は全施設が対象となる。 また、小規模施設であれば小規模加算、施設の所在地によって、町村部加算、島 しょ加算が算定できます。評価加算は当年度の実績で算定の可否を判断する項目 については算定対象となる。	
104		9月に開設した施設だが、第三者評価 (あるいは利用者調査)は受審しなけ ればならないか。	年度途中の開設の施設は、初年度は受審をしていなくても、2年後の減額の対象 とはならない(当該年度の4月1日開設の施設は、初年度から受審が必要とな る)。	